第七百十四条の四第一項及び第二項	社債権者	投資法人債権者
第七百十四条の四第二項第一号	社債	投資法人債
第七百十四条の四第二項第四号	社債発行会社	投資法人債発行法人
	社債の	投資法人債の
第七百十四条の四第三項第一号	社債	投資法人債
第七百十四条の四第四項	社債の	投資法人債の
	社債権者	投資法人債権者
第七百十四条の五第二項	社債権者	投資法人債権者
第七百十四条の七において準用する第七百十三条第一項、第七百十四条並びに第七百十四条第一項、第二項及び第四項	社債発行会社	投資法人債発行法人
第八百六十八条第四項	社債	投資法人債

第九十七条中「投資法人債管理者」の下に「、投資法人債管理補助者」を加え、同条の表第七百十七条第二項並びに第七百十八条第一項及び第二項の項中「並びに第七百十八条第一項及び第二項」を削り、同項の次に次のように加える。

第七百十七条第三項第二号	第七百十四条の七	投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百十四条の七
第七百十八条第一項及び第二項	社債発行会社	投資法人債発行法人

第九十七条の表第七百二十三条第三項の項の次に次のように加える。

第七百二十四条第二項第二号	第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第七百十四条の七	投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百十四条の七（同条第二項第四第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）の規定並びに

第九十七条の表第七百二十九条第一項の項中欄中「第七百七条」の下に「（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を加え、同項下欄中「において」を「又は投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百十四条の七において」に改め、同表第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条の項の次に次のように加える。

第七百三十五条の二第一項	社債発行会社	投資法人債発行法人
	第七百十四条の七	投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百十四条の七
第七百三十五条の二第二項及び第三項	社債発行会社	投資法人債発行法人

第九十七条の表第七百三十六条第一項及び第三項並びに第七百三十七条第一項の項中「第七百三十七条第一項」を「第七百三十七条第一項第三号」に改め、同表第七百四十条第三項の項を次のように改める。

第七百四十条第三項	社債発行会社	投資法人債発行法人
	「知れている債権者」とあるのは	「知れている債権者」とあるのは、
	、第七百八十九条第二項及び第八百十条第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限り、社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）」とする	する

第九十七条の表第七百四十一条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を削り、同項の次に次のように加える。

第七百四十一条第三項	代表社債権者	代表投資法人債権者
	第七百十四条の四第二項第一号	投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百十四条の四第二項第一号

第九十八条中「投資法人債管理者」の下に「、投資法人債管理補助者」を、「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、同条の表担保付社債信託法（以下この表において「担信法」という。）第二条第三項の項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を加え、同表担信法第三十一条の項を次のように改める。

担信法第三十一条	会社法第七百十七条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十七条第二項
	第七百十四条の七	投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百十四条の七